

鈴鹿市入札説明書（物品・役務）

鈴鹿市（以下、「市」という。）の物品及び役務の提供に係る業務委託（測量、建設コンサルタントその他建設工事に係る業務委託を除く。）に関する入札に参加される方（以下、「入札参加者」という。）は、鈴鹿市契約規則（以下、「規則」という。）、鈴鹿市電子入札等実施要綱（以下、「要綱」という。）及びその他関係法令を遵守するほか、下記事項を十分ご理解いただいた上、鈴鹿市電子入札システム（物品・役務）（以下「電子入札システム」という。）により参加してください。

1. 参加の基本的事項

入札参加者は、入札公告、入札指名通知書、仕様書、図面等をよく確認してください。関係書類等に疑義があるときは、説明を求めることができます。

2. 入札参加資格

入札参加者は、入札公告（又は指名通知）日及び落札決定日において鈴鹿市入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登録されているほか、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 一般競争入札において、入札公告に記載された参加資格に関する事項を全て満たしていること。
- (2) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成 23 年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 市から鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号）に基づく資格停止を受けていないこと。
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。

3. 入札参加の取消

- (1) 入札参加者は地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する場合は直ちに届けなければいけません。これに該当した方に対して行った指名通知は取り消します。また、指名を受けた方が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当することになった場合並びに鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号）に定める措置要件に該当することになった場合も、また同様とします。
- (2) 2. 入札参加資格を満たす方で、代表者又は受任者（委任を受けた方に限ります。）を同じくする複数の事業者（以下「重複者」という。）が入札参加申請を行った場合、全ての重複者の参加を認めません。

4. 旧 I C カードの使用

- (1) 名簿に登録されている入札参加者の名称や、I C カードの名義人である代表者等に変更があり、I C カードが失効する場合に、変更前の名称・代表者等の名義の I C カードの使用する時は、旧 I C カード使用届出書（※）を次のとおり提出してください。なお、旧 I C カードを使用できるのは、三重県市町総合事務組合へ登録内容の変更を届け出た日から 2 か月以内に限り、この期間を超えて旧 I C カードを使用したり、旧 I C カード使用届出書を提出せずに旧 I C カードを使用した入札は無効になります。
- (2) 提出方法 FAX、E-mail、又は直接持参することにより提出

(3) 提出先 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
鈴鹿市技術監理契約課 (市役所本館 10 階)
FAX : 059-382-9050 E-mail : gjjutsukanrikeyaku @city.suzuka.lg.jp

5. 一般競争入札における入札参加申請

(1) 一般競争入札に参加を希望する場合は、入札書を提出する前に入札への参加申請をする必要がありますので、次のとおりに入札への参加申請を行ってください。

ア. 電子入札システムの利用者登録が完了している方

入札公告で指定された競争参加資格確認申請書の提出期限までに電子入札システム上で競争参加資格確認申請を行う。(ファイルの添付が必須ですので、入札公告に添付された条件付一般競争入札参加申請書に必要な事項を入力して添付してください。なお、押印は不要です。)

添付するファイルが複数ある場合は、圧縮して1つのファイルにした上で添付してください。

イ. 電子入札システムの利用者登録が完了していない方

(ア) 申請方法 入札公告に添付された条件付一般競争入札参加申請書に必要な事項を記入した上で、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送(局留にしないよう注意してください) (*)又は直接持参することにより申請

*:入札公告に添付書類の指定があれば、添付書類も同封してください。

(イ) 宛 先 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市技術監理契約課 (市役所本館 10 階)

(ウ) 提出期限 入札公告で指定された競争参加資格確認申請書の提出期限日の 17 時必着

なお、要綱第 19 条の規定により紙入札による参加を希望する場合は、次項記載の紙入札方式参加承認申請書の提出も必要ですので、次項を確認の上、参加申請と同時に紙入札方式参加承認申請書も提出してください。

(2) 前述の期限までに参加申請をした方については、入札公告で指定された審査結果通知日に参加申請に対する審査結果を次のとおり通知します。

ア. 電子入札システムの利用者登録が完了している方

参加資格の有無にかかわらず、電子入札システム上で審査結果を通知します。

イ. 電子入札システムの利用者登録が完了していない方

参加資格が無い方にのみ、審査結果通知書を送付します。まずは審査結果通知日に FAX で通知をし、後日審査結果通知書を郵送します。

6. 紙入札の承認

(1) 入札参加者は、電子入札システムを利用し、入札書受付期間内に任意のくじ番号を入力した上で入札書を提出する必要がありますが、要綱第 19 条の規定により紙入札による参加を希望する場合は、紙入札方式参加承認申請書 (※) を次のとおり提出し、承認を受けてください。

紙入札方式参加承認申請書提出方法

ア. 提出方法 FAX、E-mail、又は直接持参することにより提出 (一般競争入札の場合は、条件付一般競争入札参加申請書の郵送時に同封して提出することも可としますが、入札書を封入した封筒に同封した場合は受付できません。)

イ. 提出先 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
鈴鹿市技術監理契約課 (市役所本館 10 階)
FAX : 059-382-9050 E-mail : gjjutsukanrikeyaku@city.suzuka.lg.jp

ウ. 提出期限

(ア) 一般競争入札の場合 競争参加資格確認申請書の提出期限まで

(イ) 指名競争入札の場合 開札日の前開庁日正午まで

- ・電子入札システムの利用者登録が完了している方が、電子機器の故障等不測の事態が生じたことにより電子入札システムを使用できなくなり、提出期限までに紙入札方式参加承認申請書を提出できないときは、速やかに技術監理契約課に申し出てください。
- ・指名競争入札の場合、入札指名通知日時点で電子入札システムの利用者登録が完了していない方は、電子入札システムによる参加はできず、紙入札方式での参加のみ可能です。

(2) この申請の承認の可否の連絡は、受付後 2 開庁日以内に提出された紙入札方式参加承認申請書に記載したものを以下の方法で返却することにより行います。

ただし、一般競争入札において紙入札での参加を承認された場合でも、条件付一般競争入札参加申請書が提出されていない場合や、参加資格審査において参加資格が無い旨の審査結果通知を受けた場合は、当該入札には参加できませんのでご注意ください。

連絡方法

ア. FAX 又は郵送で提出された場合 紙入札方式参加承認申請書に記載された FAX 番号に返送

イ. E-mail で提出された場合 送信元の E-mail アドレスへ返送

ウ. 直接持参することにより提出された場合 提出先窓口で返却

7. 書面による入札書の提出方法

前述の規定により紙入札を承認された入札参加者は、入札書 (くじ番号あり) (※) を次のとおり提出してください。また、必要に応じて「入札書 (銭あり、くじ番号あり)」を使用してください。

(1) 提出方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送(局留にしないよう注意してください)又は直接持参することにより提出

(2) 宛 先 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市技術監理契約課(市役所本館 10 階)

(3) 到着期限 開札日の前開庁日正午までに当課必着

(4) 封入方法 入札書は任意の郵便用封筒に入れ封かんし、下記記入例を参考に開札日時及び物件名、入札参加者名として入札参加者の所在地、社名及び代表者名を記載してください。*複数案件の入札書を送付する場合、各案件の封筒・入札書を作成して封入・封かんし、その封筒を大きな封筒に入れてまとめて郵送することも可能です。その場合、大きな封筒に複数案件の入札書が同封されていることを明示して送付してください。

(5) 記入例

〒513-8701
三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
鈴鹿市 技術監理契約課 行
開札日時
令和□年□月□日午前□時□分(入札公告・入札指名通知書記載の開札日時)
物件名 ○○○○○○○○○○○ 入札書在中
所在地
社名及び代表者名

8. 入札保証金について

免除とします。

9. 入札書の金額について

入札参加者は、指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの金額（免税事業者にあつては、契約希望金額の 110 分の 100（*）に相当する金額）を入札金額としてください。また、契約金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。（単価契約で、入札金額が円未満まであるものを除く）

*: 軽減税率対象物品については契約希望金額の 108 分の 100、非課税対象物品については契約希望金額

10. 添付書類について

(1) 電子入札システムを利用して資料を提出する際の電子ファイルの容量は、3MB を上限とします。

(2) 電子ファイルを圧縮する場合の圧縮形式は、ZIP 形式に限り、自己解凍方式（EXE 形式）は認められません。

11. 開札について

(1) 開札予定日時 入札公告又は入札指名通知書を参照

(2) 開札場所 鈴鹿市役所 10 階 入札室

(3) 入札回数は予定価格を事前公表した場合は 1 回とし、そのほかは 2 回を限度とします。

(4) 提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回はできません。ただし、入札書の到達後から開札日の前開庁日 17 時までに関限り、書面で「入札辞退届(※)」を提出して入札の参加を辞退することができます。

(5) 紙入札における入札書には、規則第 3 条第 1 項第 9 号の規定に基づく使用印鑑届で届け出た印鑑を押印してください。

(6) 開札の立会いを希望する場合は、必ず開札日の前開庁日正午までに技術監理契約課に申し出てください。

12. 入札の辞退

- (1) 指名を受けた方が入札を辞退するときは、「辞退届」を電子入札システムにより提出してください。ただし、要綱第8条の第3項の規定により書面による辞退届を提出する場合は、「入札辞退届(※)」を使用し、開札日の前開庁日17時までに提出してください。

書面による入札辞退届の提出先及び提出方法

ア. 提出方法 FAX、E-mail、郵送、又は直接持参することにより提出

イ. 提出先 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市技術監理契約課（市役所本館10階）

FAX：059-382-9050 E-mail：gijutsukanrikeiyaku@city.suzuka.lg.jp

- (2) 入札を辞退した方がこれを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはありません。

13. 仕様に関する質問

- (1) 指名競争入札において、入札参加者は、開札日の前週火曜日までに、仕様書に関する質問を下記提出先へ提出することができます。この期間内に提出された場合、原則、開札日の前週木曜日（祝日の場合は直前の開庁日）までに、質問及び回答を入札情報システムに掲載します。

- (2) 一般競争入札においては、入札公告等で指定した質問提出可能期間に、下記提出先へ提出するか、電子入札システムで競争参加資格確認申請書に添付することにより提出してください。この期間内に提出された場合、入札公告等で指定した回答期日に質問及び回答を入札情報システムへ掲載します。

- (3) 質問を提出する場合は、質問書兼回答書(※)を使用し、下記提出先へFAX又はE-mailで提出してください。

- (4) 提出先 鈴鹿市技術監理契約課

FAX：059-382-9050 E-mail：gijutsukanrikeiyaku@city.suzuka.lg.jp

14. 同等品について

仕様書等で「同等品可」の旨の記載がある物品については、基準品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の物品（以下「同等品」という）による入札参加が可能です。入札公告や仕様書等で同等品事前確認票の提出期限が記載されている案件で、同等品による入札参加を希望する場合は次のとおり事前に同等品認定を受けてください。

- (1) 同等品事前確認票（電子入札用）(※)を、入札公告等に記載の締切日までに発注課へ提出（提出方法は発注課に確認してください。また、必要に応じてカタログ等の資料を添付してください。）

- (2) 締切日までに提出された同等品事前確認票については、同確認票の「確認印」欄に、認定の場合は担当者の印を、不認定の場合は「否」の文字を記入して返送することにより通知します。なお、審査結果が同等品事前確認票の提出期限の翌日までに通知が届かない場合は、発注課に確認してください。

- (3) 同等品と認定された物品は入札情報システムに公表します。同等品事前確認票の提出期限の翌日中に公表されなければ同等品認定の申請が無かったと判断してください。

15. 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはけません。

16. 入札の中止等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の言動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させない、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。
- (2) 天災、その他やむを得ない理由により入札を行うことができないときは、当該入札を延期、又は中止することがあります。
- (3) 入札を延期し、停止し、若しくは中止し、又は紙入札に変更するときは、電子入札システム又は入札情報システムにより入札参加者に通知します。ただし、これにより難しいときは、市ウェブサイト、電話又は FAX 等により通知します。
- (4) 入札の中止が決定した場合、提出された入札書の返却及び開封はしません。

17. 入札の無効、失格及び再度入札参加の制限

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。また、無効の入札をした方を落札者とした場合には、当該落札決定を取り消します。
 - ア. 入札に参加する資格がない方や、入札書提出後に入札に参加する資格を満たさなくなった方がした入札
 - イ. 同一案件の入札について同一の入札参加者から 2 以上提出された入札
 - ウ. 同一案件の入札について 2 者以上の代理をした方の入札
 - エ. 入札書の氏名、金額、その他の要件が不明な入札又は記名押印（又はそれに相当する電磁的記録）がされていない入札
 - オ. 入札金額の表示を改ざんしたり、入札金額を欠いたり訂正した入札
 - カ. 入札書提出期限までに市に届かなかつた入札
 - キ. 入札書に指定された項目を入力しなかつたり、不要な項目を入力した入札
 - ク. 電子証明書の不正な使用があつた入札
 - ケ. 入札及び契約権限がない方の IC カードを使用して行つた入札
 - コ. 内訳書等の必要書類が添付されていない、又は内容に不備のある入札
 - サ. 指名競争入札において入札指名通知書を受理しなかつた方がした入札
 - シ. 入札に際して虚偽の申請、偽り又は連合等の不正行為があつたと認められる入札
 - ス. 重複者がした入札（代表者を同じくする 2 以上の入札参加者がした入札）
 - セ. 規則、要綱、又は入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかつた方の入札
- (2) 次のいずれかに該当する入札は失格とします。
 - ア. 入札執行前に予定価格を事前公表した場合において、当該予定価格を上回る金額の入札
 - イ. 最低制限価格が設定されている場合に、最低制限価格未満の金額の入札
 - ウ. 再度入札金額が初度の最低入札金額以上の入札
- (3) 入札参加者のうち、次のいずれかに該当する方は再度入札には参加できません。
 - ア. 前述の規定により無効又は失格となる入札をした方
 - イ. 初度の入札に参加しなかつた方

18. 落札者の決定及び入札結果の公表

(1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した方とします。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した方のうち最低の価格で入札した方とします。落札者が決定した場合は、市は速やかに落札者に対し落札決定通知を行います。

(2) 入札結果については、入札情報システムにおいても公表します。

19. 同価入札のくじ

落札となるべき同価格の入札をした方が2者以上いるときは、電子入札システムを用いた抽選方法によるくじを行い、落札者を決定します。

20. 入札回数の制限及び再度入札の通知

入札回数は、事前に予定価格が公表されている場合は1回とし、そのほかの場合は2回までとします。また、初度の入札で落札者が決定しなかった場合、電子入札システム又はFAXにより再度入札の通知を行うものとします。

21. 契約書の提出

落札者は、市と協議し作成した契約書に記名押印し、落札決定通知書を受け取った日から5日以内に市に提出してください。この期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがあります。

22. 契約保証金

契約を締結する場合、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する必要があります。ただし、規則第27条第1項の各号に該当する場合はこの限りではありません。

23. 前金払い

前金払いは、入札条件として、当該契約が前金払対象である旨を明示したものについて行います。請求等詳細については規則等を参照してください。

24. 異議の申立

入札参加者は、入札後、この説明書、入札関係書類及びその他の入札条件の不知又は不明を理由異議を申し立てることができません。

25. 暴力団排除に関する誓約事項

入札参加者は、入札に参加するにあたり、次に掲げる事項を誓約することとします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、入札参加者が不利益を被ることとなっても、一切申し立てはできません。誓約にあたっては、入札書の提出をもって、誓約したものとします。

(1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。

(2) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

(3) 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

※各種様式は次の場所からダウンロードしてください。

【掲載先】

鈴鹿市ウェブサイト

トップページ>産業・しごと>入札・契約・検査・技術管理>入札・契約情報

>入札・契約の手続き等>入札・契約に関する書類（物件）